

防災計画の体系等（国）

【国レベル】

防災基本計画

作成・実施

中央防災会議

- ◆我が国の災害対策の根幹となる防災分野の最上位計画
- ◆根拠法令：災害対策基本法第34条
- ◆中央防災会議が昭和38年6月14日に作成
- ◆以下の事項について基本的な方針を提示
 - 防災体制の確立
 - 防災事業の促進
 - 災害復旧の迅速適切化
 - 防災に関する科学技術の研究の推進
 - 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項
- ◆毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正
 - 災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果
 - 発生した災害の状況
 - 発生した災害に対して行われた災害応急対策の効果

防災業務計画

作成・実施

指定行政機関（中央省庁）
指定公共機関

- ◆指定行政機関及び指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務または業務について作成する防災に関する計画
- ◆根拠法令：災害対策基本法第36条～第39条
- ◆毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正

【地方レベル】

地域防災計画

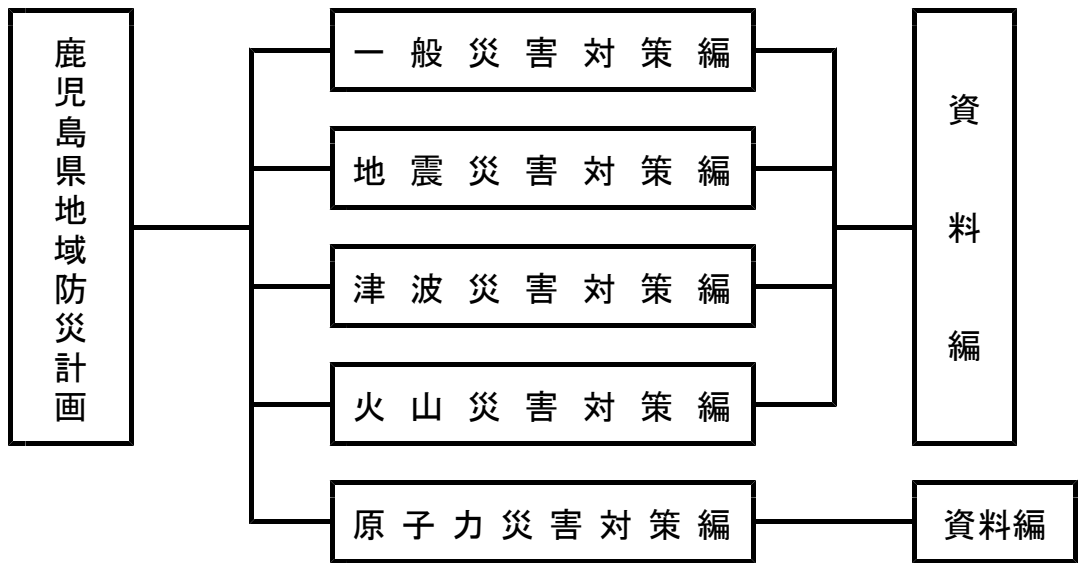
作成・実施

都道府県防災会議
市町村防災会議

- ◆当該地域における防災の総合的な計画で防災会議が作成
- ◆根拠法令：災害対策基本法第40条，第42条
- ◆毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正
- ◆都道府県地域防災計画
 - 防災基本計画に基づき作成
 - 防災業務計画に抵触するものであつてはならない
 - 修正した場合は内閣総理大臣に報告
- ◆市町村地域防災計画
 - 防災基本計画に基づき作成
 - 防災業務計画，都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない
 - 修正した場合は都道府県知事に報告

防災計画の体系等（県）

体系



※ 従来の「地震・津波災害対策編」から「津波災害対策編」を独立・新設。「地震・津波災害対策編」は「地震災害対策編」に変更(平成25年3月)

- ◆鹿児島県域の災害に関する基本計画
- ◆国の防災基本計画に基づいて作成
- ◆指定地方行政機関が作成する防災業務計画との緊密な連携
- ◆市町村地域防災計画の指針

計画の理念

【基本理念】

既往災害の教訓を活かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る

【基本方針】

地域特性に即した計画的な災害予防の実施

- ◆防災施設等の整備事業等の推進
- ◆災害発生時の応急対策に備えるための施策の推進
- ◆県民の防災活動を促進するための施策の推進

災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

- ◆発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制の確立
- ◆組織的な応急対策の実施

被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

- ◆男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策の推進
- ◆各種制度を効果的に活用した早期復旧・復興支援